

設計委託の中止に係る和解及び損害賠償額の決定について

岡山県庁本庁舎（本館）耐震・UD化等整備工事実施設計委託の中止（以下「本件委託の中止」という。）に関して、次のとおり和解及び損害賠償の額を定めることについて議決を求める。

I 和解について

1 和解の相手方

岡山県庁本庁舎（本館）耐震・UD化等整備工事実施設計委託塩見・丸川設計共同企業体

代表者 岡山市駅前町二丁目5番24号岡山アーバンスクエア6階

株式会社塩見設計岡山支社

支社長 戸田久仁男

岡山市駅前町一丁目5番18号

株式会社丸川建築設計事務所

代表取締役 丸川眞太郎

2 和解の要旨

(1) 損害の賠償

ア 岡山県（以下「県」という。）は、岡山県庁本庁舎（本館）耐震・UD化等整備工事実施設計委託塩見・丸川設計共同企業体（以下「相手方」という。）に対し、金17,584,158円を支払う義務のあることを認め、これを平成21年3月31日限り支払う。

イ アに定めるもののほか、県及び相手方は、本件委託の中止に関し、相互に一切の請求（裁判上の請求を含む。）をしないものとする。

(2) その他

県及び相手方は、本件委託の中止に関し、一切の債権債務のないことを確認する。

II 損害賠償の額の決定について

1 損害賠償の当事者

被請求人 岡山県

請求人 岡山県庁本庁舎（本館）耐震・UD化等整備工事実施設計委託塩見・丸川設計共同企業体

代表者 岡山市駅前町二丁目5番24号岡山アーバンスクエア6階
株式会社塩見設計 岡山支社
支社長 戸田 久仁男
岡山市駅前町一丁目5番18号
株式会社丸川建築設計事務所
代表取締役 丸川 眞太郎

2 損害賠償の内容

- (1) 被請求人は、請求人に対し、金17,584,158円を支払う義務のあることを認め、これを平成21年3月31日限り支払う。
- (2) (1) に定めるもののほか、被請求人及び請求人は、本件委託の中止に関し、相互に一切の請求（裁判上の請求を含む。）をしないものとする。

3 県の損害賠償額 17,584,158円

(参 考)

○地方自治法抜粋

(議決事件)

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

一～十一 略

十二 普通地方公共団体がその当事者である審査請求その他の不服申立て、訴えの提起（普通地方公共団体の行政庁の処分又は裁決（行政事件訴訟法第3条第2項に規定する処分又は同条第3項に規定する裁決をいう。以下この号、第105条の2、第192条及び第199条の3第3項において同じ。）に係る同法第11条第1項（同法第38条第1項（同法第43条第2項において準用する場合を含む。）又は同法第43条第1項において準用する場合を含む。）の規定による普通地方公共団体を被告とする訴訟（以下この号、第105条の2、第192条及び第199条の3第3項において「普通地方公共団体を被告とする訴訟」という。）に係るものを除く。）、和解（普通地方公共団体の行政庁の処分又は裁決に係る普通地方公共団体を被告とする訴訟に係るものを除く。）、あつせん、調停及び仲裁に関すること。

十三 法律上その義務に属する損害賠償の額を定めること。

十四・十五 略

2 略

○事業譲渡について

現在、和解の相手方及び請求人の代表企業は「株式会社塩見岡山支社」であるが、同社の設計事業は、平成21年2月28日に「株式会社塩見設計」に譲渡される予定であるため、議案においては「株式会社塩見設計岡山支社」としている。